

免許証等の記載事項変更が不要な場合

マイナ免許証・マイナ運転経歴証明書のみを保有されている方で、次の手続をされている方は、警察施設での手続は不要です。

- ▶ 住所変更ワンストップサービス等 ～ 住所、氏名及び生年月日の変更手続
- ▶ 本籍のオンライン変更 ～ 本籍の変更手続

なお、性別の変更は、従来どおり警察施設において変更手続を行う必要があります。

手続場所・時間

受付窓口	曜日	受付時間
交通安全教育センター	月～金	08:30～11:30 13:00～16:00
全ての警察署・幹部派出所		

※ 祝日、休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は受け付けておりません。

※ **交番・駐在所では受け付けておりません。**

必要なもの

変更対象	保有状況	必要書類
住所	マイナ免許証（マイナ経歴証明書）のみ	○ マイナンバーカードの提示 ※ マイナンバーカードの追記欄が満欄の状態であった場合で、マイナンバーカードの再交付申請中の方は、住民票の提示
	免許証・マイナ免許証の2枚持ち 運転経歴証明書・マイナ経歴証明書の2枚持ち	
	免許証（運転経歴証明書）のみ	○ マイナンバーカードの提示、住民票、公的機関発行の書類のいずれか1点
本籍・性別・ 生年月日	全ての保有状況	○ 住民票（本籍記載）※提出していただきます。
氏名	全ての保有状況	○ マイナンバーカードの提示 又は 住民票の提出

※ 1 マイナ免許証を保有している方は、マイナンバーカードの券面上に新住所等が記載されていなければ受付できません。

※ 2 公的機関発行の書類（消印のある本人宛の郵便物、公共料金の領収書、賃貸借契約書等）

※ 3 手数料は不要です。

※ 4 外国人の方

住所変更：在留カード、特別永住者証明書又は在留資格・在留期間の記載された住民票の提示

※ マイナ免許証を保有している方は、マイナンバーカードの券面上に新住所が記載されたマイナ免許証の提示

本(国)籍・氏名変更：本(国)籍記載の住民票(国外転出者の方は戸籍謄(抄)本)の提出

※ 氏名変更する方でマイナ免許証を保有する方は、マイナンバーカードの券面上に新氏名が記載されたマイナ免許証の提示

代理人申請について

全ての保有状況、記載事項変更で代理人申請が可能です。必要な書類は、次のとおりです。

○ 親族が代理人申請をする場合

- ▶ 住民票、マイナンバーカード等の代理人の身分を確認できる書類（代理人依頼書不要）
- ▶ 申請者の免許証等
- ▶ 申請者の新住所等証明書類

○ 親族以外の者が代理人申請する場合

- ▶ 住民票、マイナンバーカード等の代理人の身分を確認できる書類
- ▶ 代理人依頼書
- ▶ 申請者の免許証等
- ▶ 申請者の新住所等証明書類